

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(出資額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、五億六千八百八十八万八千合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。</p> <p>(国債による出資等)</p> <p>第二条 政府は、前条第五項から第七項までの規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出資額)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7 (新設)</p> <p>(国債による出資等)</p> <p>第二条 政府は、前条第五項及び第六項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(出資額) 第二条 (略) 2～19 (略)</p> <p>20 前各項の規定により出資することが出来る金額のほか、政府は、協会に対し、四千五億二千二百十五万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>(出資額) 第二条 (略) 2～19 (略)</p> <p>20 (新設)</p>